

1 検証の枠組み

(1) 検証の目的

本検証の目的は、対象となる事例の経緯、支援に関わった機関の対応状況等の分析を行い、問題点を解明し、課題を整理することで、今後、二度と尊い命が失われることのないよう、札幌市における児童虐待防止に向けた支援の在り方等を提示するところにある。

(2) 検証の方法

本事例の検証に当たっては、関与した関係機関（児童相談所、区役所、保育所等）から資料の提出を求め、事実経過等を把握するとともに、これらの関係機関に対するヒアリング調査を実施し、それぞれの本家庭への支援内容を確認した後、それらの支援内容についての問題点、そこから導かれる課題の解決方法等について審議を行った。（ヒアリング調査先：検証経過 p. 66 参照）

なお、実母の交際相手については、市の関与が無く、情報が得られないことから、検証対象としていない。

(3) 公判との関係

本事例は、令和2年3月現在、公判が行われていない。したがって、今後、公判開始以降に検証の目的に資する新たな問題点、課題等が明らかになり、本報告に追加で提言すべき事項が生じると考えられる場合は、再度、検証を行う可能性があることを申し添える。

2 事例の概要

(1) 概要（令和元年6月当時）

令和元年6月5日午前5時頃、実母（21歳）から通報を受けて救急隊が出動する。本児（2歳女児）は心肺停止状態であり、すぐに病院に搬送されたが、同5時40分、死亡が確認される。

実母の交際相手男性（24歳）は6月5日午後11時43分に、実母は同6日午前7時25分に、いずれも傷害罪容疑で逮捕され、同27日には、保護責任者遺棄致死の容疑で再逮捕されている。

札幌地方検察庁は、7月18日に交際相手男性を傷害致死罪で、実母を保護責任者遺棄致死罪で起訴した。

なお、死因については、死亡を確認した病院では警察が遺体を引き取ったため特定しておらず、また、警察に確認したところ回答が得られなかつたため、当部会において、死因の特定はできなかった。